

社会医療法人財団 池友会
香椎丘リハビリテーション病院
(介護予防) 指定訪問リハビリテーション運営規定

《事業の目的》

第一条 社会医療法人財団池友会が開設する香椎丘リハビリテーション病院が実施する香椎丘訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要支援又は要介護状態にある利用者（以下「要介護者等」という）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

《運営の方針》

第二条 事業所の訪問理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：社会医療法人財団 池友会 香椎丘リハビリテーション病院
- ② 所在地：福岡県福岡市東区下原2-24-36

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（病院長）：1名

従事者及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- ② 従事者の職種及び員数

医師 : 1名以上（常勤専任1名以上）

理学療法士 : 1名以上

作業療法士 : 1名以上

言語聴覚士 : 1名以上

主治医との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要と判断した場合は、適宜訪問リハビリテーションを実施する。

② 営業時間：8時30分から **17時00分**までとする。（時間外は相談に応ず）

《（介護予防）指定訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 （介護予防）指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《（介護予防）指定訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における（介護予防）指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）指定訪問リハビリテーションが、法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

「高齢者の医療の確保に関する法律（老人保健法・医療保険各法）」における指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（（介護予防）訪問リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

① 利用料

・要支援・要介護被保険者

（介護予防）訪問リハビリテーション費 及び 加算分 1～3割

・上記以外

在宅患者訪問リハビリテーション1（1単位） 1～3割

[介護保険 要支援利用者]

項目	単位	料 金
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位/回	314 円/回
サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回	6 円/回
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位/日	211 円/日
退院時共同指導加算	600 単位/回	633 円/回※1 回限り

[介護保険 要介護利用者]

項目	単位	料 金
訪問リハビリテーション費	308 単位/回	324 円/回
サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回	6 円/回
移行支援加算	17 単位/日	17 円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位/日	211 円/日
リハビリテーションマネジメント加算	イ : 180 単位/月 ロ : 213 単位/月	イ : 189 円/月 ロ : 224 円/月
医師による計画書説明に伴う加算	270 単位/月	284 円/月
退院時共同指導加算	600 単位/回	633 円/回※1 回限り
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/日	253 円/日※週 2 日限度

※料金は、1 単位の単価を 10.55 円 (5 級地) として計算した額 (小数点以下切捨て) であり、1 割負担の場合を表示。

※当院は、(介護予防) 訪問リハビリテーション費における事業所医師の診療未実施減算 (50 単位)、高齢者虐待防止措置未実施減算 (1/100)、業務継続計画未実施減算 (1/100※令和 7 年 3 月 31 日迄は経過措置対応) に対応している。

※要支援 (指定介護予防訪問リハビリテーション) の利用が 12 月を超える場合、定期的なリハビリテーション会議の実施や計画書の見直しを行わず、尚且つ LIFE (科学的介護情報システム) の提出を行わなかった場合には、介護予防訪問リハビリテーション費 298 単位から 30 単位減算する。

※短期集中リハビリテーション実施加算は、利用者が退院 (所) 日 又は 認定日 (介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定・要支援認定の効力が生じた日) から起算して、3 月以内の期間に集中的に行われる場合に算定。要介護では、1 週につき概ね 2 日以上、1 日あたり 20 分以上実施した場合に算定。要支援では、1 月以内は 1 週につき概ね 2 日以上、1 日当たり 40 分以上実施した場合に算定。1 月を超える 3 月以内の期間に行われた場合は 1 週につき概ね 2 日以上、1 日当たり 20 分以上実施した場合に算定する。

※退院時共同指導加算は、当該退院につき 1 回に限り、算定する。

※認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、要件を満たした場合、1 週に 2 日を限度として算定する。

※訪問地域外 (片道 30 分以上) で、都市高速を利用する場合、高速代は実費負担とする。

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、福岡市東区、古賀市、福津市、宗像市、新宮町、久山町の区域とする。その他の地域は相談に応じる。

《相談・苦情処理》

第九条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、(介護予防) 指定訪問リハビリテーション等に係わる利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から **5年間保存**する。

《緊急時における対応方法》

第十条 理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

2 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告する。

《ハラスメント対策》

第十二条 事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場内のハラスメントあるいは顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①ハラスメント指針に基づき、職場内のハラスメントに関しては相談体制を確保する。相談窓口責任者から対応責任者へ報告し、懲戒委員会や運営会議にて対応を決定する。尚、相談者のメンタルに問題が生じた場合、復職支援委員会へ相談し、メンタルケアを図っていく。
- ②カスタマーハラスメントに関しては、問題が発生した場合、労働安全衛生委員会へ報告し、対応を決定していく。被害にあった職員が個人で対応することができないように事業所として問題対処（改善要求や解約等）に当たる。被害にあった職員のメンタルケアを重視し、業務が継続できるよう支援していく。
- ③職員に対しては、年1回程度のハラスメント講習を行い、より良い職場環境の構築に努めていく。

《高齢者及び障害者虐待防止の推進》

第十二条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止責任者は管理者（病院長）とし、虐待防止委員会を設置する。虐待防止委員会は、定期的（年最低2回以上）に開催し、利用者及び家族等の虐待防止について話し合い、その結果を職員へ周知徹底する。
- ②高齢者及び障害者虐待防止に関する指針の整備。
- ③虐待を防止するための定期的な研修（職員：年1回以上※新人は新加入時も実施）の実施。
- ④虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合に適切に対応するための虐待防止担当者の設置。
- ⑤虐待を発見した場合には、虐待防止責任者より支給決定区の市町村へ通報する。
- ⑥身体的拘束等の適正化（利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘

束等を行ってはならないこと。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること）を推進する。

《衛生管理等》

第十三条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。また、多様な感染症に対する予防及び感染拡大防止を図っていく為、次の措置を講ずるものとする。

- ① 感染対策防止責任者は管理者（病院長）とし、感染対策防止委員会を設置する。感染対策防止委員会は、定期的にあるいは流行拡大時に開催する。
- ② 感染対策に関する指針の整備。
- ③ 感染対策防止の為の定期的な研修（病院：年2回・訪問事業所：年1回※新加入時も実施）の実施。
- ④ 利用者や家族に対して感染症予防に関する情報提供を行う。
- ⑤ サービス提供時の感染予防対策の実施及び必要備品の確保。

《業務継続計画の策定》

第十四条 災害時や感染症の流行拡大時においても可能な限りサービス継続ができるよう次の措置を講ずるものとする。

- ① 災害及び感染症に対する業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定。
- ② 平常時や緊急時の対応、他施設や地域との連携について優先順位を考慮した準備。
- ③ 年1回程度の訓練（シミュレーション）の実施と定期的な見直しの実施。

《その他の事項》

第十五条 事業所は、訪問理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修：年2回
- 2 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人財団池友会香椎丘リハビリテーション病院内の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 1 日 一部改定 病院名（社会医療法人）変更により。

平成 27 年 4 月 1 日 一部改定 事業の実施地域拡大（宗像市・福津市）変更により。

平成 27 年 4 月 1 日 一部改定 事業所に勤務する職員数の変更により。

平成 27 年 4 月 1 日 一部改定 リハビリテーションマネジメント加算（I または II）の追加により。

平成 29 年 4 月 1 日 一部改定 事業所に勤務する職員数の変更により。

平成 29 年 4 月 1 日 一部改定 社会参加支援加算の追加により。

平成 30 年 2 月 1 日 一部改定 事業所に勤務する職員数の変更により。

平成 30 年 4 月 1 日 一部改定 要介護利用者の基本料金変更及びリハビリテーションマネジメント加算（I～IV）の変更により。要支援利用者の基本料金変更及びリハビリテーションマネジメント加算と事業所評価加算の追加により。

平成 30 年 8 月 1 日 一部改定 介護保険利用者の負担割合の変更（1～3割）により。

平成 30 年 11 月 1 日 一部改定 院長交代に伴う管理者変更により。

平成 31 年 4 月 1 日 一部改定 事業所評価加算の算定取り消し。

令和元年 10 月 1 日 一部改定 消費増税に伴う介護報酬改定による訪問リハビリテーション費の変更により。

令和 2 年 4 月 1 日 一部改定 事業所評価加算の追加により。

令和 3 年 4 月 1 日 一部改定 令和 3 年度介護報酬改定に伴う変更（（介護予防）訪問リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算 I、リハビリテーションマネジメント加算 A イ・A ロ・B イ・B ロ、移行支援加算）により。

令和 4 年 4 月 1 日 一部改定 事業所評価加算の算定取り消し。

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定 ハラスマント対策、高齢者及び障害者虐待防止の推進、衛生管理等、業務継続計画の策定の為の追加により。

令和 6 年 6 月 1 日 一部改定 令和 6 年度介護報酬改定に伴う変更（（介護予防）訪問リハビリテーション費、退院時共同指導加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、医師による計画書説明に伴う加算、リハビリテーションマネジメント加算（イ）・（ロ））により。

令和 6 年 9 月 16 日 一部改定 営業時間の変更と相談苦情処理における記録の保管期間変更により。